

御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

御杖村国民健康保険税条例(昭和 32 年御杖村条例第 99 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 2 号柱書中「290,000 円」を「295,000 円」に改め、同項第 3 号柱書中「535,000 円」を「545,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。